

## 第5章 履修方法および卒業の要件

### (履修方法)

第12条 修学年限のうち、社会福祉学部は原則として最初の1年に基礎科目を履修し、専門科目は4年に亘り主として2年から履修する。環境ツーリズム学部および企業情報学部は原則として最初の2年に教養科目を履修し、専門教育科目は4年に亘り主として後半の2年に履修するものとする。

### (受講登録)

第13条 学生は、各学期の始めに履修する授業科目を登録しなければならない。

### (再履修の禁止)

第14条 既に単位を取得した授業科目の再履修は、認めない。

### (単位の算定基準)

第15条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合わせて45時間とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。ただし、外国語については30時間の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習または実習については、30時間の演習または実習をもって1単位とする。ただし、演習のうちゼミナールについては15時間をもって1単位とし、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉援助技術応用実習、相談援助実習、相談援助応用実習および精神保健福祉援助実習Ⅰ、Ⅱについては45時間をもって1単位とする。
- (3) 実技については、30時間をもって1単位とする。

### (他の大学等における授業科目の履修)

第15条の2 学長は、教育上有益と認めるときは教授会の議を経て、学生が他の大学もしくは短期大学または短期大学および高等専門学校の専攻科もしくは文部省告示第68号（平成3年6月5日）に定める教育施設における授業科目の履修を許可することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 前二項の規定により修得した単位は、教授会の議を経て、これらの単位について合わせて60単位を超えない範囲で、本学における授業科目および単位数を修得したものと認めることができる。

### (卒業単位)

第16条 本学を卒業するために履修すべき授業科目および単位数は、別表第5に定めるところによる。

### (単位認定)

第17条 授業科目を履修して試験に合格した者に対し、その授業科目の単位の修得を認定する。

- 2 前項の試験は、筆記試験、口述試験および論文もしくは報告書の審査等の方法による。ただし、演習、実習および体育実技については平常の成績により認定することができる。
- 3 試験の成績は、秀、優、良、可および不可をもって表わし、可以上を合格とする。

第17条の2 削除